

東総地区クリーンセンター管理棟事務室等警備業務 仕様書

1. 業務名

東総地区クリーンセンター管理棟事務室等警備業務

2. 業務目的

警備業務対象施設（以下、対象施設と言う。）の火災、盗難及び破壊行為等あらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と安全を図り、発注者業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

3. 対象施設

東総地区クリーンセンター管理棟事務室等

千葉県銚子市野尻町1678番地の1

建物概要 構造 RC造、一部S造 3階建て

※なお警備対象区域は、管理棟1階の事務室等とし、詳細については、別添「平面図」参照。

4. 履行期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）

令和3年4月1日より警備業務が開始できるものとする。

5. 警備方法

対象施設の警備業務を機械警備により行うものとする。

※機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるもので、対象施設に設置した警備業務用機械装置が感知した信号を、受注者の基地局に設置する機器へ送信し、その受信機器の表示により警備員が急行し、警備業務に当たることをいう。

6. 警備業務内容

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 火災、盗難及び損壊行為の拡大防止
- (3) 事故確知時における関係先への通報、連絡
- (4) 警備実施事項の報告

7. 警備業務時間

全日17時15分から翌朝8時30分までとし、土・日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）においては、8時30分から17時15分までの間を含める。ただし、発注者の都合により、警備業務時間に変更が生じることがある。

また発注者からのセット（警備開始）の信号を受信した時に警備を開始し、発注者からリセット（警備終了）の信号を受信した時に警備を終了する。

なお、火災異常については終日とする。

8. 警備業務用機械装置の仕様

警備業務用機械装置の機能は次に掲げるものとし、別添「平面図」を参考に、必要な設備を計上して積算することとする。

なお、設置は発注者の承認を受けてから行うものとする。

(1) 警備装置は受注者の所有に属し、当該装置の維持管理費及び保守点検費は受注者の負担とすること。

(2) 対象施設内警備対象区域への侵入は、設置された各種センサーにより検出し、インターネット回線等を利用して警備本部へ送信すること。受信した警備本部は、警備員を現場へ派遣し、物件の異常事態に的確に対処すること。

また、状況に応じて関係機関への通報も行うこと。

(3) 機械設置箇所

開閉センサー、立体型空間センサー等を設置するものとする。

なお、開閉センサーは、警備対象区域の窓・扉等の必要な箇所に設置し、立体型空間センサーは各部屋、廊下等の必要な箇所に設置するものとする。

9. 対象施設の確認

対象施設の確認を希望する場合は、事前に発注者に連絡の上、承諾を受けてから実施すること。

10. 警備装置等の設置、変更、撤去及び保守・点検

(1) 警備装置設置費及び本業務に付随する諸経費は全て受注者の負担とする。

(2) 警備装置設置の際には、既存の機器に影響がないように留意することとし、影響が生じた場合は受注者の負担により速やかに修復を行うものとする。

- (3) 受注者の都合により警備装置等の規格等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、受注者の負担により取り替えるものとする。
- (4) 履行期間終了後は、受注者が警備装置を撤去して現状に復するものとし、これに要する費用については、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、設置された警備装置の機能を保全するため、適宜保守・点検を行う。

11. 損害賠償

- (1) 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。
- (3) 受注者は、業務の実施について損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。受注者は、受注者の責めに帰さない事由による損害については、(1)又は(2)の規定による賠償の責めを負わない。

12. 提出書類

受注者は、警備実施にあたり、あらかじめ警備計画書を発注者に提出し、その承認を得るものとする。

また受注者は各月で警備業務が完了したときは、業務結果の報告書を提出するものとし、警備時間中に事故が発生したときは、事故報告書をそれぞれ発注者へ提出するものとする。

13. 機械警備装置の操作カード等

受注者は、発注者等が行う機械警備装置の開始・終了に必要な操作カード等を、10個程度用意すること。

14. 鍵の預託

業務遂行のため、受注者は発注者から鍵の預託を受けた場合は預り書を発行し、責任をもって保管、管理するものとし、この契約の目的達成のみを使用することとし、これを他に転用または貸与若しくは譲渡してはならない。万一鍵を紛失等した場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担により鍵の交換等の補償をすること。

15. 支払方法

毎月とする。また発注者は料金の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

16. その他

この仕様書にない事項については、協議して定めることとする。